

N 協 第4003号

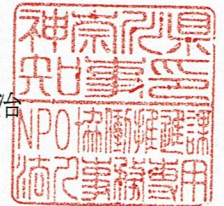
平成28年8月1日

横浜市神奈川区大口仲町194番地9横浜妙蓮寺シティハウス107号

NPO法人 かながわ311ネットワーク

代表理事 伊藤 朋子 様

神奈川県知事 黒岩 祐 浩



認定特定非営利活動法人として認定した旨の通知書

貴法人から平成28年2月3日付けでされた認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請について、貴法人を下記の期間を有効期間として認定することとしたので通知します。

記

自平成28年8月1日

認定の有効期間

至平成33年7月31日

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

問い合わせ先

県民局くらし県民部NPO協働推進課

横浜駐在事務所 長谷川

電話 045-312-1121 内線2866